

**令和7年度熊本地震震災ミュージアム情報発信業務委託
企画コンペ 募集要項**

1 事業の目的

県では熊本地震の記憶・経験・教訓を後世に伝えるため、熊本地震震災ミュージアムの取組みを推進している。また、熊本地震震災ミュージアムの中核拠点である「KIOKU」は令和7年(2025年)7月15日に開館から2年を迎える。そのため、熊本地震震災ミュージアムの取組みを広く情報発信し、認知度向上を図るとともに、熊本地震震災ミュージアムKIOKUの更なる誘客を図るため、以下の業務について必要な企画・運営業務等を委託する。

- (1) 熊本地震震災ミュージアムKIOKU開館2周年イベント
- (2) 団体研修等を誘致するためのバスツアー
- (3) 熊本地震震災ミュージアムKIOKUホームページの震災遺構モデルルートのマップ作成

2 委託業務

別紙「令和7年度熊本地震震災ミュージアム情報発信業務委託仕様書」のとおり。

3 企画コンペのスケジュール

令和7年(2025年)5月29日(木) 企画コンペ募集要項公表、募集開始
6月4日(水) 質問書 提出期限(正午必着)
6月13日(金) 参加表明書 提出期限(正午必着)
6月20日(金) 企画提案書 提出期限(正午必着)
6月26日(木) プレゼンテーション審査(予定)

4 参加資格

次に掲げる条件の全てを満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者。
 - ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者。
- (3) 都道府県税、消費税及び地方消費税並びに熊本県と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。

- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。
- (7) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下(「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))
 - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 複数の法人でグループを構成して参加する場合は、次の事項に注意すること。
 - ア 代表団体を選出し応募に関するやり取りについては代表団体が行うこと。
 - イ 参加表明書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
 - ウ 提案については、一参加者につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で提案を行うことはできない。なお、代表団体及びその構成員は上記の(1)～(7)のすべてを満たすこと。

5 質問書

募集要項や仕様書等について質問等がある場合は、必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

- (1) 提出方法
 - 質問は、質問書(様式第1号)によりメールにて提出すること。
 - ※ 提出後は、熊本県観光文化政策課(096-333-2011)へ、送信済みの旨を必ず電話で連絡すること。
- (2) 提出期限
 - 令和7年(2025年)6月4日(水)正午 必着
- (3) 提出先
 - 末尾担当宛提出すること。
- (4) 質問への回答
 - (1)の質問に対する回答は、メールで回答する。なお、回答は、質問者名を伏せたうえで、質問書締切日時時点での審査参加表明者の全員へ知らせる場合がある。

6 参加表明書

参加希望者は、提出書類に必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書(様式第2号)
- イ 企画提案参加者の類似業務の実績(様式第3号)
- ウ 会社概要および業務実施体制調書(様式第4号)
- エ 納税証明書(都道府県税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書)
※様式は、提出日時点においての情報を記載すること。

(2) 提出期限

令和7年(2025年)6月13日(金)正午 必着

(3) 提出先

末尾担当宛メールにて提出すること。提出後は、熊本県観光文化政策課(096-333-2011)へ送信済みの旨を必ず電話で連絡すること。

7 企画提案書

(1) 企画提案書

次の項目を盛り込んで作成すること。

- ア 表紙(様式第5号)
- イ 概要・企画コンセプト
※ 今回提案する企画の概要を、A4サイズ1枚で分かりやすく簡潔にまとめること。
- ウ 企画の提案
- エ 企画内容に応じたスケジュール(管理運営計画を含む)
- オ 本業務に携わるスタッフの役割、特長(強みなど)、実績等
- カ 参考見積額
※ 見積は任意様式で可とする。ただし、業務項目ごとの内訳参考額を記載すること。
- キ 事業者の取組に関する申出書(様式第7号)
※ 必要な書類を添付すること
※ 「事業者の取組み」に関する評価の基準日は、公告日(令和7年5月28日)とする。

(2) 提出部数 正本1部・副本6部

(3) 提出期限

令和7年(2025年)6月20日(金)正午 必着

(4) 受付時間

平日 午前8時30分から午後5時15分まで

※最終日は正午までとする。

(5) 提出先及び提出方法

当募集要項末尾の提出先(熊本県庁行政棟本館 7 階観光文化政策課内)へ持参または郵送により提出すること。郵送の場合は、提出受付期間内必着とする。

(6) 注意事項

サイズは原則A4版とし、プリントアウトのうえ、クリップ留め(テープ等で留めない)をすること。

8 応募者(参加表明書・企画提案書提出者)が 1 者以下となった場合の措置

- (1) 応募者が1者の場合でもプレゼンテーション審査を実施し、別途定める基準点(非公表)を満たす場合に委託候補者として選定する。
- (2) 応募者がいなかった場合は、再度公告し、参加表明に関する書類の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

9 委託上限額

4,760,000 円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。契約額は、企画コンペ実施後に別途徴収・締結する見積書・委託契約書によるものとし、応募者が提示した額とは必ずしも一致しない。

10 受託者の選定方法

プレゼンテーション審査

提案者によるプレゼンテーション(事業説明)を実施し、下表の評価項目に基づき最も事業効果が高いと見込まれる提案者を、委託候補者として選定する。基準点を下回った場合はその限りではない。

なお、応募者が多数に上った場合、先立って書類審査会を行い、プレゼンテーション参加者を予め選抜することがある。この場合は、参加表明書を提出したすべての事業者へ、書類審査を行う旨を告知する。また、書類審査会を行う場合は、プレゼンテーション審査日を後ろ倒しすることがあるので留意すること。

評価項目（※配点:非公表）	
1	基本事項 ・業務内容を理解できているか。 ・熊本地震震災ミュージアムKIOKUの認知度向上・誘客に資する内容となっているか。 ・業務スケジュールは適切か。
2	企画提案内容 ・仕様書「4 委託業務の内容」に掲げる各業務の内容において、より高い成果が見込める提案か。 ・本業務の効果をより高めるための独自提案があるか。
3	業務遂行能力 ・業務遂行に必要な組織体制か。 ・本業務遂行に資する過去類似業務の実績はあるか。
4	概算経費 ・見積額は妥当か。 ・コスト削減に向けた工夫が図られているか。
5	事業者の取組み(公告日現在) ・熊本県ブライト企業の認定を受けているか。 ・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があるか。 ・事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績(当該年度又は前年度)があるか。 ・熊本県SDGs登録制度に登録しているか。 ・パートナーシップ構築宣言の登録をしているか。

- ア プレゼンテーション審査は、令和7年(2025年)6月26日(木)、熊本県庁を予定。場所・時刻等詳細は後日、参加表明者に対し通知する。ただし、書類審査をあらかじめ行う場合は、日程はこの限りではないことがあるので留意すること。
- イ 審査時間は、最大30分間(プレゼン最大20分、質疑応答10分程度)とする。
- ウ あらかじめ提出された企画提案書のみを使用する。プレゼンテーション審査時の追加資料類は受理しない。
- エ プレゼンテーションに参加しない場合は、受託意思がないものとみなす。
- オ 審査結果は、すべてのプレゼンテーション参加者に対し、メールにて速やかに通知する。

11 契約方法

委託候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったときには、委託業者として決定し、契約を締結する。協議等が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と協議等を行う。

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料保存のため、返却しない。
- (4) 企画提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提案内容の著作権は応募者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (6) 企画提案に際しては、審査の結果、業務委託先として採用されないこともある点に充分注意のうえ、関係者とトラブルのないようにすること。
- (7) 次の事項に該当する場合は、無効または失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先または提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他、委託者の判断で審査を行うにあたって不適當と認められるとき。
- (8) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (9) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届(様式第 6 号)を提出すること。

【提出先、お問い合わせ先】

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1 熊本県庁行政棟本館 7 階

観光文化政策課 担当:宮本、西村

電話: 096-333-2011(平日 8:30~17:15)

メール: miyamoto-y-d@pref.kumamoto.lg.jp